

一般財団法人豊中こども財団 委員会規程

(設置)

第1条 委員会は理事会の議決により設置される。

(組織)

第2条 委員会の委員は、参加を希望する正会員の構成員及び特別会員とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は理事会が選任する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員会を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

6 アドバイザーは委員長が選任する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は書面をもって表決することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。

6 委員会は、やむを得ない場合、書面や電子メールによる開催とすることができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長、アドバイザーの任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(所管事項)

第6条 委員会の所管事項は理事会の議決によるもののほか、委員長が必要と認めた事項とする。

2 委員会が実施した事業や調査研究、政策提言等の成果物は、理事会に報告し、承認を受けるものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は平成29年12月1日から施行する。